

南京アトロシテイ研究の国際化

Kitamura Minoru, *The Politics of Nanjing: An Impartial Investigation* の検証

アスキュー・デイヴィッド (David Askew)

さる二〇〇六年十一月号の『諸君』で北村稔(立命館大学文学部教授)の『南京の虚構』を世界に発信しよう」が掲載された^①。これは日本人研究者による対外情報発信の重要性を訴え、自らの歴史認識を明らかにすべく英語で南京アトロシテイ研究書を近く刊行することを予告するものであった。自らの持論を国際社会に訴え、国際的討議に積極的に参戦しようとする北村の姿勢を巧く表している。筆者は南京アトロシテイ研究に携わる者の一人として、こうした姿勢に好意を抱いてきた。二〇〇七年、北村の近著である *The Politics of Nanjing: An Impartial Investigation* (『南京の政治学——非党派の検証』とでも訳すか)が予告どおり出版された。これは基本的には『南京事件』の探求——その実像をもとめて^②の英訳であるが、多少の加筆もある。新進の南京アトロシテイの研究者として知られている北村が『南京事件』の探究^③に加え、数多くのポレミクな論考を公にしていただけに、その研究が英語圏における議論状況に一石を投じることになれば、と考えている。本稿では、*The Politics of Nanjing* を、その意義、南京アトロシテイ研究における位置、そして展望などを踏まえつつ、批判的に検証していきたい。なお、筆者はいうまでもなく客観的で中立的立場を貫くよう常に心掛けているが、北村が同僚であり、南京をめぐる共同研究プロジェクトに共に従事してきたことはここで予め断っておこう。また筆者もかつて北村の論考の英訳“Timperley, the GMD International Propaganda Division, and the Post-war Military Tribunals: Government Propaganda in the Construction of History”

をしたり、また『南京事件』の探究』の書評論文“Review Article: Kitamura Minoru, *Nankin Jinken no Tankyū - Sono Jitsuzō o Motomete*”を公にするなど、北村の研究には強い関心を抱いてきた点も指摘しておこう。^④

さて、他でも述べてきたとおり、日本における言説状況に限っていえば、南京アトロシテイをめぐる立場は、虐殺派、中間派、まぼろし派の三派に大別することができる。^⑤

虐殺派は、少なくとも最近まで、南京軍事裁判・極東国際軍事裁判(東京裁判)およびそれらの判決書をその論拠としており、これらの裁判そのものは是非やそれぞれの判決の信憑性は不問に付している。反対に、まぼろし派は、これらを「勝者の正義」と看做し、真っ向から拒否してかかっている。往々にして、虐殺派とまぼろし派の間の論争は多分に政治的意味合いを含む。つまり、両派とも、虐殺が「あった」「なかった」という基本的立場を自明の理として問わず、相手を攻撃するのみである。

中間派は、必ずしもその名の通り両派の中間的立場を意味するものではなく、むしろ、一次史料の検証を固守する歴史家的立場をいう。虐殺派・まぼろし派のドグマ的、目的論的アプローチと違い、中間派は歴史に関する言説を構成するプロセスや手続を重視する。換言すれば、中間派は現在のニーズに合わせて過去を恣意的に利用するのではなく、一次史料を厳密に吟味して、できるだけ正確な歴史理解を目指すのである。南京アトロシテイには、複雑怪奇、かつ、曖昧模糊とした側面があり、単純な白黒史観では割り切れないが、この側面の発掘にこそ中間派はその本領を発揮する。

中間派はそもそも虐殺が「あった」「なかった」という前提を出発点にしない。その代わり、一次史料の検証を基軸として南京アトロシテイの曖昧模糊とした側面にも配慮しながら、その実態を捉えようとする。いうまでもなく、新しい資料の発見は、新しい結論を生み出している。中間派は歴史学の基本的方法論の重要性を強調するが故に、いかなる前提をも出発点としないのである。

こうした状況の中、北村の『南京事件』の探究』は出版された。北村が一九九九年から翌年にかけて、『東亜』に「『南京大虐殺』研究序説」という論文を連載し、後に「『南京大虐殺』を再検討する」と合わせ、また内容を更に拡充して、『南京事件』の探究』として公にした。南京アトロシテイ研究に限って言うなら、これは北村のデビュー作である。当時、北村の歴史学的実証主義的立場は、まさしく中間派のメンバーが一人増えたことを意味するものとして筆者は理解し、新しい中間派の論者の誕生を心から喜んだ。事実、筆者は北村のデビュー作に関する書評論文で、日本における南京アトロシテイ研究の現状から考えて、これは大いに歓迎すべきことである、と論じたこともある。しかし残念ながら、その後の polemical な論考を顧みて、北村が果たして中間派といえるかどうか、怪しい状況になってきた。北村自身は、方法論的には中間派でありながら、心情的にはまぼろし派である、と自認するであろう。尤も、心情が方法論によって抑えられている間は問題ないが、最近の北村の南京論では、心情に方法論の方が押されている印象を受ける。

とはいえ、この度の *The Politics of Nanjing* の出版を含む英文論考が英語圏における南京アトロシテイ研究に一石を投じることは疑いない。筆者は北村の業績がより広く読まれることを期待したい。というのも、英語圏における南京アトロシテイ研究は、複数の史料集や中立的立場を貫く一部の学者を除けば、南京を今日の政治的ニーズに駆使しようとする党派的な論客で占められており、日本人研究者による業績の英訳が非常に遅れているためである。英訳されているものといえは、本多勝一の『南京への道』が *The Nanjing Massacre: A Japanese Journalist Confronts Japan's National Shame* といふ、また田中正明の『南京事件の総括』が *What Really Happened in Nanking: The Refutation of a Common Myth* として部分訳され、そして東中野修道の『南京虐殺の徹底検証』が *The Nanjing Massacre, Fact versus Fiction: A Historian's Quest for the Truth* として翻訳出版されている程度である。しかも、本多以外の二冊は事実上

の自費出版であり、査読という手続を重視する英語圏の学界で田中・東中野の著作が軽視されることも想像に難くない。他に、日本人ディアスポラの手になる著作としては、Masahiro Yamamoto, *Nanking: Anatomy of an Atrocity* や Takashi Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking": History and Memory in Japan, China, and the United States* などの大変優れた研究業績があるものの、英語圏では、日本人の手による南京アトロシテイ研究書はほぼこれらの著作に尽きるといえよう。このような状況で、北村の業績が英語で出されたのは大変喜ばしいことである。残念なのは、出版社の選択（英語圏では査読の有無や出版社の評価が決定的に重要である）と、脚注などの欠如により、これも軽視される可能性があるということである。この点は今後の反省点として北村に一考を願いたい。

The Politics of Nanjing は北村の前書き、翻訳者の前書きに加え、序章と四つの章からなっている。序章では、南京アトロシテイの今日的意義、各国における研究動向、そして研究上の問題点が論じられている。南京アトロシテイ研究に取り組む際、歴史学の基本的な方法論を出発点とすると明言されている。第一章は、南京アトロシテイを「南京大虐殺」として世界に知らしめた H・J・ティンパリー（1898—1954）やいわゆる百人斬り事件を中心に、ティンパリーと国民党のプロパガンダ活動との関係を明らかにしようとしている。第二章は、南京アトロシテイ判決の問題点を扱い、南京と東京の軍事裁判における南京アトロシテイを検証し、その問題点を分析している。第三章は、これらの軍事裁判に使われた資料の数々、中でもティンパリーの著作の中国語訳と郭岐の『陥都血涙録』とを検証している。最終章では、「大虐殺三十万」の「神話」がいかにして構築されたのかについて論じている。

南京アトロシテイの研究者は、何よりも、ティンパリー、ルイス・S・C・スマイス、そしてジョージ・フィッチらが、戦時中、欧米世界に向けてプロパガンダ活動を担った国民党中央宣伝部（中国語の「部」とは日本語の「省」に相当する）

と関わっていたとする北村の言説に注目するであろう。いうまでもなくティンパリーは、南京アトロシテイについて書かれた最初の本である『戦争とは何か』の編著者である。スマイスとフィッチは共に一九三七年の冬に南京に残って、南京城内の中国人市民（非戦闘員）の保護を目的とする南京安全区の運営に翻弄していた人物に他ならない。スマイスは南京大学で社会学を担当する教授、フィッチは一八八三年に中国で宣教師の家庭に生まれ、南京陥落当時、南京YMCAの会長であった。

ティンパリーと宣伝部との関与については既に知られているが、スマイスが関与していたと論じるのは、筆者の知る限り、南京アトロシテイ研究家の中では北村がはじめてである。フィッチに関する議論については、更なる探究が必要であろう。

北村はまず、南京アトロシテイをめぐる論争を要約している。第一章「国民党国際宣伝処と戦時対外戦略」では、中央宣伝部とその下部組織である国際宣伝処、そして宣伝処とティンパリーとのつながりを中心に、戦時中のプロパガンダという問題を検証している。ティンパリーは「南京大虐殺」を世界に知らしめた第一人者であり、その影響は未だに大きい。というのも、北村によれば、彼が構築した歴史解釈である「南京大虐殺」は、東京裁判では殆どそのまま受け入れられて、未だに南京アトロシテイの一般的イメージとして尾を引いているからである。

ティンパリーは南京陥落当時、『マンチェスター・ガーディアン』という英国の有力新聞の記者をしていた。しかしその一方で、宣伝部との関係を深め、北村にいわせると密かにお雇いプロパガンダリストとなったのである。ここまでは、宣伝部との関係は南京アトロシテイの研究家の間でよく知られていることである。ただ、北村は新しい資料（一次史料ではなく二次資料である点に留意されたい）を基にさらにその裏づけを行っている。

中央宣伝部は一九三七年十一月、国民党中央党局と国民政府軍事委員会とを

再編成する形で設立された。その下部組織の一つは、国際宣伝処で、これはティンパリー（そして、北村によれば、スマイス）の著作の出版に一役買った機関である。ティンパリーと宣伝処とのつながり、そして彼の著作、『戦争とは何か』の出版費用を担ったという事実は、『戦争とは何か』の中では一切触れられていない。それどころかティンパリーは、これは抗日感情を煽るものではないとか、自分には何人もの日本人の友人がいるとか、この書のアイディアは「全く私一人で考えついたこと」だとか、これを著したのは、『マンチェスター・ガーディアン』に送ろうとした電報が日本軍に差し止められたためだとかいうことを、わざわざ断っているのである。尤も、ティンパリーと宣伝部との関係は、北村が考えているような秘密で隠された代物ではなかった。例えば、アメリカ合衆国における中国国民党の公式見解の伝達に関する一九四二年のある学術論文では、ティンパリーが中央宣伝部国際宣伝処の顧問として挙げられている^⑩。このように、英語圏では、ティンパリーと宣伝部との関係は当時から知られていたのである。ティンパリーが東京裁判などに出席しなかったのは、北村の憶測とは違い、身元を隠そうとしていたためではなく、南京アトロシテイ当事南京にいなかった、という単純な事実によるものだろう。

ティンパリーと宣伝処とのつながりを考えると、ティンパリーは確かに裏表のある人物であったと認めざるをえない。しかし同時に、次の点も強調して然るべきであろう。つまり、北村は、『戦争とは何か』を編集・出版するにあたって、ティンパリーの動機がいわば不純であったことを巧みに明示しているが、この不純な動機の産物が、これまた眉唾ものであることは論証していない。不純な動機を有する者が、にもかかわらず、真実を物語ることも、また純白な動機を有する者が、不本意ながら、偽りを口にすることも十二分にありうる。また真実があまりにも悲惨なものであるとき（いうまでもなく、日本の中国侵略が悲惨を極めるものであったということは到底否定できない）、真実も極めて有効な宣伝になりうるであろう。換言すれば、南京アトロシテイを検証する際、ティンパリーに関して問

題視されなければならないのは、本人の精神的な動機云々では断じてなく、むしろその主張の内容の妥当性に他ならない。いうまでもなく、その妥当性を検証するのに、精神分析ではなく、一次史料を駆使して冷静な実証主義的な歴史研究が最も有効な手立てである。

同時に、ティンパリーがあくまでも編者であって、『戦争とは何か』の個々の執筆者の動機が同様に不純であったことは論証されていない点も強調して然るべきであろう。しかも、多くの場合、個々の執筆者の論考が既に発表されているものであり、宣伝のために書き換えられているわけではないことも述べておかななくてはならない。

第二章では、北村は、ティンパリーの活動、つまり国民党のプロパガンダ活動の結果として作り出された「事実」を検証し、これが戦後の軍事裁判で受け入れられ、「南京大虐殺」として一般に定着するようになった「事実」の「基本的枠組」となったと論じる。^⑫（なお、筆者自身はこの主張に疑問がある。枠組となったのは、第一にティンパリーにも取り上げられている南京安全区国際委員会の個々の委員による報告や日記や書簡、日本側に提供された抗議文など、南京に滞在していた欧米人による文章や記録であり、第二に埋葬記録であろう。）

北村は二つの軍事裁判にて証拠として使われた一次史料の検証を通じて、これらの史料から、以下のような結論が果たして引き出せるのかどうか、批判的分析を加える。

南京裁判は一九四七年二月から三ヶ月間、東京裁判は一九四六年七月から一九四八年十一月までの二年余りにわたって行われた。これらの裁判で構築された歴史言説では、日本が南京陥落後、六・七週間にわたる計画的・組織的大虐殺を強行した、とされてきた。また、この南京陥落後六・七週間の間、放火や略奪、強姦、殺人などがいたるところで発生し、十万人から三十万人の中国人が殺害されたとされている。

北村によれば、東京裁判の判決によって決定的だったのは、やはりティンパ

リーの作り出した、「南京大虐殺」という歴史認識であるが、にもかかわらず、六・七週間続いたという計画的虐殺は、ティンパリーの著作からは引き出せない、という。もう一つの資料集、徐淑希 (Hsu Shushi) の編著である *Documents of the Nanking Safety Zone* (『南京安全区の記録』) にしても同じである。^⑬ 日本軍は「悪」という図式を作り上げた南京安全区国際委員会のメンバーも直接・間接的に証言を行っているが、その証言は基本的にティンパリーの言説と一致する。ティンパリーを丁寧吟味すると、東京裁判の結論が正当化できないことは、一目瞭然である、と。

このように、北村は東京裁判判決の限界を露呈する。東京裁判もさることながら、更に問題点が多いのが南京の軍事裁判である。北村は二つの裁判の比較検証はしていないが、日本軍による残虐行為の描かれ方は、英語と中国語とは大きな差があったことにはやはりここで断っておく必要があるだろう（二つの裁判の比較は今後更なる研究が必要な分野である）。例えばティンパリーにも転載された「百人斬り競争」に関する新聞記事が中国語に訳されたとき、戦場で中国人兵士を斬るという競争が、非戦闘員を斬る競争に書き換えられている。^⑭

ティンパリーの日本軍告発は、次の二点からなる。一つは、放火、略奪、強姦そして暴力（殺人を含む）などの個人規模の犯罪、もう一つは兵士として捕まえられた中国人の大量処刑という組織的犯罪である。中国軍の中には、軍服を身につけずに戦っていた、いわゆる便衣兵もあり、南京陥落後は、多くの兵士が軍服を脱ぎ、民間服を着て、民間人の中に紛れ込んでいたが、これらの兵士は処刑の対象となった。これらの処刑は確かに組織的に行われたものであり、「虐殺」と看做すこともできよう。ただ、その処刑は二・三週間以内の出来事である。日本軍の個人規模の犯罪は、その後も続いたが、組織として「計画的」に行われた代物ではなく、軍紀の乱れの結果、個人の逸脱行為と看做す方が正鵠を得ている。実際に、軍の上層部がこうした逸脱行為をたしなめようとしたという記録は豊富にあるのだ。北村は、計画的な大虐殺が六・七週間にわたって行われていた

ことを裏づける記述は一次史料にはないとして、六・七週間にわたる計画的な大虐殺があったと主張することは少なくとも「謬見」であり、「偽造」（文春新書では「でっちあげ」という言葉が使われている）と看做しうる、と結論づけている。⁵⁵

ただ、北村のこの結論は、やや性急に過ぎるといわざるをえない。実際、ティンパリーを使って次のように論じること可能であろう。つまり、六・七週間の恐怖支配が存在し、そしてそれがいくつかの段階——組織的な大量処刑（計画的虐殺）から、個人規模の突発的暴行に至るまで——に分けられるのであり、計画的な大量処刑という第一段階は数日間続いて、個人規模の暴行は数週間続いた、と。事実、このような解釈は中国語文献では珍しくないのである。

中国人の大量処刑が行われたことは今日では確定的で、議論の余地のない事実とされている。従って議論の焦点はこの処刑が合法であったか否か、つまり「虐殺」になりうるのか否かという点にある。北村は中国人の処刑は非合法であったらうと結論づけている。日本人が捕獲した中国人兵士を正式な法的手続（軍法裁判）を経ずに処刑したこと、市民を兵士として捕らえた可能性もあること、また、軍服を着用している者を処刑したケースも少なくなかったことを考え合わせると、北村の結論に異を唱えるのは難しからう。（なお、北村は処刑の仕方には言及していないが、この点も考慮すべきであろう。処刑があまりにも惨い場合、人道に反する非合法のものといわざるをえない）。

第三章では、北村は日本で入手可能な一次史料集に関する問題点——特に翻訳の問題点——を扱っている。周知の通り、日本では、英文などの一次史料の多くは、日本語訳で出版されている。ところが、翻訳・編集の担い手が虐殺派の論者によるものが殆どで、誤訳箇所が多いことは目を疑うばかりである。（そして、面白いことに、その誤訳は、しばしば虐殺派に都合のいいようにできあがっているのである）。

例えば、*The following cases of disorder, or worse, were recorded by foreign observers*（無秩序「日本軍兵士の軍紀の乱れという意」の、あるいはそれにまさる酷い

事例は、外国人の監視者により記録された」（北村訳）は、「以下に掲げる、無秩序」というよりはもっと悪質な暴行事件の事例は外国人の目撃者によって記録された」（下線筆者）になっている。⁵⁶ また、*These are cases that have been reported by our Chinese workers in writing*（「これらは我々の「中国人の」雇員により書面で報告された事件である」（北村訳）が「報告のなかには委員会の職員によって報告された事件もある」になっている。⁵⁷ 更に、*man*（文脈上から判断して日本軍が「便衣兵」と看做した者であろう）の *execution*（処刑）は、「市民」の「虐殺」と訳されている。北村は、翻訳された一次史料には十分な警戒が必要であることを述べているが、この指摘には大いに頷ける。ただ、国際委員会と日本軍との力関係、国際委員会がどのような状況でどのような目的を実現しようとしていたかなどといった文脈を念頭に置けば、国際委員会の文章は文字通りに鵜呑みにできないという点も火をみるよりも明らかであろう。

北村はまた郭岐の『陥都血涙録』を検証している。郭は日本軍による南京占領を経験した人物で、日本軍支配下の生活を綴った自伝的作品を発表している。この作品は南京裁判と東京裁判におけるもう一つの焦点——日本軍の個人規模の放火、略奪、暴行、そして殺人——に光を当てている。『陥都血涙録』を含む南京に関する中国語文献の分析は、今後の研究課題であるが、中には明らかに捏造されたとしかいいようのないものも存在する点によく知られている。

北村は『陥都血涙録』の中のエピソードのいくつかは、作り話であると主張している。例えば、放火は退散間際の中国兵の仕業である場合が多く、中国側の焦土作戦の結果である。郭は明らかに中国人の読者に抗日（反日）感情を煽るべく、自伝の合間にエピソードを挟んでいる（もともと日中戦争のときに出版されたものである以上、これは当然といえば当然なのかも知れないが）。北村はまた、『陥都血涙録』の増補版が犠牲者として虐げられている南京市民というイメージに合うように書き換えられていることも指摘している。北村の結論は、『陥都血涙録』の記述は、東京裁判判決の妥当性を証明しないというものである。この辺りは歴史

家としての北村は本領を發揮して分析が冴えているのだが、更に欲をいえば、中国語文献の分析をもっと本格的に行つて欲しいところである。

第四章は虐殺三十万人説を検証している。この数字は一九四五年までの中国語の史料にも、英語の史料にもなかなか見当たらない。むしろ、これは戦後になつて表れた数字で、南京陥落時に南京にいたという人物の証言と、埋葬記録の二つの資料を基に引き出されたものである。

但し、ここで断つておくべきは、中国側の当局者が戦後に南京での暴行を理由に日本人を告発しようとしたとき、自分たちが求めているような証言を見つけないことはなかなかできなかったことである。実際当局者は、殺人記録が少ないこと、そして虐殺の事実を否定する者まであることをこぼしているのである。裁判で採用された証言は眉唾ものが多かつた。埋葬記録も同様で、猜疑の目でみる必要がある。

埋葬記録と処刑者数五七四一八と見積もる一人の証言者の証言を基に、中国政府は殺害者数二七九五六（これは実際に記録をみると二二七六二八なのだが）にのぼると主張し、これが更に水増しされて三十万となり、戦後の「虐殺三十万」につながつた。

北村は、埋葬記録にとりわけ焦点を当てて検証し、そこに大きな問題点があると指摘している。彼は紅卍字会の数字は一応受け入れているが、崇善堂の数字は受け入れられないとしている（これには筆者も同感である）。北村はまた、主にスマイスの統計記録を使つて、南京陥落時の人口を検証している。陥落時の南京の人口は三十万以下である以上、（スマイスによれば二十万から二十五万）、南京と東京の裁判で使われた数字は怪しいといわざるをえない。北村によるスマイス調査批判については、更なる検証が必要であろう。

最後に北村は、三十万という数が、そもそもどこから出てきたのかを問い質している。この数字は南京の軍事裁判ではじめて一般に広まったものだが、実はそれ以前にも先例はある。ここで再びティンパリーが登場する。

一九三七年十二月一七日、蒋介石は、同年勃発した日中戦争以来、三十万の中国兵が死傷した旨を発表した。ティンパリーは、『戦争とは何か』の中で「支だけで三十万」に言及して、更に「同数の市民の死傷者がいる」ともつけ加えた。北村は、これには全く根拠がないとしている。そもそも三十万という数字は、中国全土の死傷者を表した数字であるが、これが次第に地理的には、南京のみとされ、しかも死傷者が死亡者として扱われるようになった。一九三八年一月一六日、ティンパリーは、「およそ三十万の市民が揚子江沿岸で殺害された」という記事を書いた。この「揚子江沿岸」が「上海—南京付近」という中国語訳となつて発表された。そして南京での軍事裁判以降、ついに「南京」の死亡者三十万という定式ができあがつたのである。北村はこの数字は明らかにプロバガンダの産物で、客観的な情報ではないという。

北村はここで三十万という数字が眉唾ものであることを指摘していて、筆者もこの点は同感である。しかしそれならば、本当の死亡者数はどの位なのか。残念ながら北村はここまでは追究していない。事実、これがまさにこの著作全般にわたる弱点なのだが、北村は既存の見解を否定するだけ否定して、何ら新しい見解を提示していない。ただ、歴史的方法論の重要性を説くのみである。これでは、北村の自説は批判の標的となることもなく、本当の意味で論争に身を投じているとはいえない。北村は自らの見解に反論する人はいないと嘆いているのだが、これは北村自身にも責任があるといえるかも知れない。既存の見解の否定は第一歩としてはよいが、建設的議論のためにはその先の真実の追究が欲しいところである。

また今一つ残念なのは、この本には小さなミスが多く、論敵に批判の口実を与えてしまい、著作全体のインパクトを損じてしまうであろうことである。誤植があまりにも多くて、引用文献を示す括弧が頻繁に抜けている点は特に残念である。他のミスには例えば、スマイスが調査を行ったときの助手たちは、日本軍によつて迫害を受けなかつたと論じられているが、これは間違っている。『戦争と

は何か』に寄稿した執筆家たちは匿名だったが、今日では身元が確認できるので、実名は出すべきであろう。また、郭岐の五〇〇人の部下である中国人兵士の多くが安全区の外に潜み、南京を自由に行き来していたというのは、まず考えられない。彼らは南京市民と共に安全区にいて、いわゆる良民証——「安居之証」——をもっていたはずである（この点も北村は認めている）。というのも「安居之証」をもつ者は、市内を自由に歩きまわることができたからである。また、日本側の資料には「安居之証」が発行数に関する記録はないとほめかしているが、日本側の資料にも日本人が南京で何枚発行したかという記録が残っている。

脚注が欠如しているので確認のしようがないが、ウェブがティンパリーを果たして読んでいたかどうか、疑問がある。またティンパリーが、一九三九年に（つまり自らの編著の後に）出版された徐淑希編の『南京安全区の記録』から南京安全区国際委員会の文章を入手したという主張の根拠が不明である。ベイツから受け取ったに相違ない。

もう一つ気になるのは、安易な日本人論を思わせる主張が所々見受けられる点である。例えば「日本人は……この類の秘密裡に行われる工作 (undercover work) を長所としていない」や「一般論として、日本人はスパイ活動や対外外交には向いていない」といった一般化は、英語の世界では、学術書としてはまず許されまい。中国人論は一層露骨である。北村にいわせると、中国人とは「文化的誇張主義」を特長とする民族だそうだ。このような表現は、人種偏見、人種差別といわれても仕方がない。北村の著作が世界で広く読まれるためにも、こうした非学術的記述は控えてもらいたい。

他には「中間派はまぼろし派に親近感を有する」ことはまず「疑えない」という北村の主張も気になる。中間派は歴史研究、手続を重視するのに対して、まぼろし派・大虐殺派は共に歴史の政治化を容認し、目的論的な議論を打ち出しており、この二つのアプローチの両立はまずありえない。

最後に英語の表記など、いくつかのミスが目立つことも認めざるをえない。例

えば、アイリス・チャンの著作『レイプ・オブ・南京』の原文の「南京」は、Nanjingではなく Nanking である。紅卍(字)会の英語表記も Red Swastika Society であろう。Hsu Shushi の苗字は Hsu であって Shushi ではなく、名前は Shu Hshisu では断じてない。

とはいえ、*The Politics of Nanjings* は読み物として大変面白い本であり、南京アトロシテイの研究者にとって歓迎すべきものである。北村の基本姿勢である歴史学的方法論の重視や一次史料の綿密な検証は、政治色の濃い南京アトロシテイ研究の現状を省みるならば、大いに賞賛に値する。ティンパリーや特にスマイスに関する発見は大変興味深い。この発見は、「南京大虐殺」という歴史観を作り上げるにあたって、国民党政府がどのような役割を果たしたかという問題について、今後の論争にも大いに拍車をかけるであろう。

国際社会においてより建設的な議論を打ち出していくためにも、日本語の優れた南京アトロシテイ研究書が英訳され、出版されることを望んで止まない。例えば二〇年前に出版され、二〇〇七年に増補版が出た秦郁彦の『南京事件——「虐殺」の構造』は今日も十二分に通用しうる南京アトロシテイ研究の名著であり、英語における研究のレベルアップにも貢献できるはずである。笠原十九司や吉田裕の業績の中にも実証的な研究として参考にしうるものもあり、同様のことがいえるであろう。南京アトロシテイ研究という分野に限っていうなら、日本から世界への発信ははじまったばかりである。まずは、その先駆として、*The Politics of Nanjing* の刊行を心から祝いたい。

注

① 北村稔「『南京の虚構』を世界に発信しよう」『諸君』二〇〇六年十一月、七二—八二頁。

② Kitamura Minoru, translated by Hal Gold, *The Politics of Nanjing: An Impartial Investigation*, Lanham, Maryland: University Press of America,

- 2007.
- ③ 北村稔『南京事件』の探求——その実像をめぐって』文春新書、二〇〇一年。
- ④ Kitamura Minoru, translated by David Askew, “Timperley, the GMD International Propaganda Division, and the Post-war Military Tribunals: Government Propaganda in the Construction of History”, *Ritsumeikan Journal of Asia Pacific Studies*, vol. 13, 2003, pp. 69-94. David Askew, “Review Article: Kitamura Minoru, ‘Nankin Jinken’ no *Tankyū* – Sono *Jitsuzō* o Motomete”, *Japanese Studies*, vol. 22, no. 1, 2002, pp. 79-82.
- ⑤ アスキュー・テイヴァット「南京大虐殺の『正論』」『諸君』二〇〇五年十二月、一六〇—一七一頁。アスキュー・テイヴァット「南京マトロロシテ、研究の現状と動向」『立命館 言語文化研究』第一八巻第三号、二〇〇七年、一七五—一九二頁。
- ⑥ 北村稔「『南京大虐殺』研究序説——国民党国際宣伝処と戦時対外宣伝」『東亜』第三八八号、一九九九年十月、三三—四二頁。「『南京大虐殺』研究序説——日中戦争中の『大虐殺』報道を再検討する」『東亜』第三九〇号、一九九九年十二月、四〇—五〇頁。「『南京大虐殺』研究序説——三十万人大虐殺説の成立」第三九二号、二〇〇〇年一月、四五—五六頁。北村稔「『南京大虐殺』を再検討する」『立命館文學』第五六七号、二〇〇一年、四三九—四四八頁。
- ⑦ 詳細については、拙稿“Review Article: Kitamura Minoru, ‘Nankin Jinken’ no *Tankyū*”を参照された。
- ⑧ Honda Katsunichi, edited by Frank Gibney, translated by Karen Sandness, *The Nanjing Massacre: A Japanese Journalist Confesses Japan’s National Shame*, Armonk, N.Y.: M.E. Sharpe, 1999. Tanaka Masaki, translated by Sekai Shuppan, *What Really Happened in Nanjing: The Refutation of a Common Myth*, Tokyo: Sekai Shuppan, 2000. Higashinakano Shudo, translated by Sekai Shuppan, *The Nanking Massacre, Fact versus Fiction: A Historian’s Quest for the Truth*, Tokyo: Sekai Shuppan, 2005.
- ⑨ Masahiro Yamamoto, *Nanking: Anatomy of an Atrocity*, Westport, Conn., and London: Praeger, 2000. Takashi Yoshida, *The Making of the “Rape of Nanking”: History and Memory in Japan, China, and the United States*, New York: Oxford University Press, 2006.
- ⑩ H. J. Timperley ed., *What War Means: The Japanese Terror in China - A Documentary Record*, London: Victor Gollancz, 1938. H. J. Timperley ed., *The Japanese Terror in China*, New York: Modern Age Books, 1938.
- ⑪ William E. Daugherty, “China’s Official Publicity in the United States”, *Public Opinion Quarterly*, vol. 6, no. 1, Spring 1942, pp. 70-86.
- ⑫ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 54. 北村『南京事件』の探求』八八頁。
- ⑬ Hsu Shuhsi ed., *Documents of the Nanking Safety Zone*, Shanghai: Kelly & Walsh, 1939.
- ⑭ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 34.
- ⑮ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 73.
- ⑯ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 101. 北村『南京事件』の探求』一一九頁。
- ⑰ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 100. 北村『南京事件』の探求』一一八頁。
- ⑱ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 101. 北村『南京事件』の探求』一二〇頁。
- ⑲ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 103.
- ⑳ 例として、Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 72 をみよ。
- ㉑ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 118.
- ㉒ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 137.
- ㉓ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 55.
- ㉔ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, pp. 65, 99, 101.
- ㉕ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, pp. 23, 49.
- ㉖ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 156.
- ㉗ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 5.
- ㉘ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 10 の他に、p. xii を参照。
- ㉙ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, p. 57.
- ㉚ Kitamura, *The Politics of Nanjing*, pp. 64, 74.
- ㉛ 秦郁彦『南京事件——「虐殺」の構造』（増補版）中公新書、一九八六年／二〇〇七年。